

家族を扶養申請するときの添付書類一覧表

(●=必ず添付してください ○=申請する家族の状況が該当する場合に添付してください)

被扶養者となるためには、主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。

扶養の程度の基準としては、被扶養者となる人の年間収入が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であることとされています。

申請する家族	申請する家族の状況	添付書類	同居していなくても認められる人							同居が条件の人				
			配偶者	子			父母または祖父母	兄弟	弟妹または孫		義父母	伯(叔)父・伯(叔)母	甥・姪	
				出生	出生除く16歳未満 (義務教育終了まで) ※1	16歳以上 (義務教育終了以上) ※1			16歳未満 (義務教育終了まで)	16歳以上 (義務教育終了以上)			16歳未満(義務教育終了まで)	16歳以上(義務教育終了以上)
	健康保険 被扶養者追加届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	健康保険 被扶養者認定状況調査書	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	被扶養者認定状況調査 付属書 就労可能年齢者、且つ18歳以上60歳未満の方に適用 (配偶者は不要です)					○	○	○		○	○		○	
	『健康保険資格喪失証明書(原本)』 手元にある場合 (申請内容によっては、手元にない場合でも手をお願ひすることがあります)	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	世帯全員の『住民票(原本)』 続柄・個人番号必須	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	『所得証明書(原本)』※2	●				●(高校生除く)	●	●		●(高校生除く)	●	●	●(高校生除く)	
	学生	○				○		○		○			○	
	一年以内に退職した人	○												
準備でき次第 (後日提出可)	雇用保険受給しない	『離職票1・2(写)』 『ハローワークの不該当印があるもの』	○			○	○	○		○	○		○	
	雇用保険を受給延長する	『離職票1・2(写)』・『受給期間延長通知書(写)』	○			○	○	○		○	○		○	
	加入期間不足のため雇用保険を受給できない	『離職票1・2(写)』	○			○	○	○		○	○		○	
	前職雇用保険未加入	雇用保険未加入が確認できる書類 『退職時の源泉徴収票(写)』又は、雇用保険未加入の記載のある 『退職証明書』や『給与明細』など	○			○	○	○		○	○		○	
	雇用保険受給終了	『雇用保険受給資格者証(両面)の(写)』支給終了印の有るもの	○			○	○	○		○	○		○	
収入有	パート・アルバイト・内職などで収入有又は収入が減少した	年間収入が確認できる書類 『雇用契約書(写)』又は『年間収入見込額証明書』・『直近の給与明細3ヶ月分』	○			○	○	○		○	○		○	
	自営/不動産収入/個人事業所得あり	直近の『確定申告書類(写)』と『収支内訳書(写)』	○			○	○	○		○	○		○	
	年金収入あり	受給中 年金額が確認できるもの 『直近の年金振込通知書(写)』又は『年金改定通知書(写)』など	○			○	○	○		○	○		○	
	これから受給	『年金見込み額照会回答票』	○			○	○	○		○	○		○	
	他者からの援助有(養育費、慰謝料など)	仕送りの金額・継続性が確認できる書類『直近3ヶ月以上の振込受領書(写)』など(健保が期間を決定する) 申請対象者の収入が仕送り額を上回っている場合は、認定不可。誰が、いつ、誰に、いくら振り込んだか分かる書類であること。	○		○	○	○		○	○		○		
	自営業を廃業した	個人事業の『廃業届出書(写)』	○			○	○	○		○	○		○	
	結婚や離婚	戸籍謄本など事由発生日の分かるもの	○		○	○	○	○		○	○		○	
	別居(単身赴任は除く)	仕送りの金額・継続性が確認できる書類『直近3ヶ月以上の振込受領書(写)』など(仕送りによって対象者の生活が成り立っていることが認められる額が必要) 申請対象者の収入が仕送り額を上回っている場合は、認定不可。誰が、いつ、誰に、いくら振り込んだか分かる書類であること。	○		○	○	○	○		○	○		○	

<その他 状況に応じて必要または省略可能な書類があります>

申請する家族に配偶者(被保険者の妻または夫を除く)有の場合	配偶者の年間収入を証明できる書類『雇用契約書(写)』又は『収入見込み額』・『直近の給与明細3ヶ月分』など
※1 子を申請する場合の配偶者の収入について(配偶者を扶養していない場合)	配偶者の年間収入を証明できる書類『雇用契約書(写)』又は『収入見込み額』・『直近の給与明細3ヶ月分』など
※2 退職後すぐの申請で、130万円を超えていることが明らかな場合の所得証明書	退職後すぐに失業保険を受給し、受給終了したために申請の場合は『不要』 失業保険受給延長をしている場合は、その期間の無収入を確認するため『必要』
公務員等で『離職票1・2』等がない場合	『辞令(写)』
申請する家族が外国国籍の場合	『在留カード(写)』
申請する家族が障害者の場合	『障害者手帳(写)』又は『障害年金証書(写)』・『障害年金裁定決定通知書(写)』
特別養護老人ホーム等施設に入所の場合	入所に必要な費用を被保険者が負担していることが確認できる書類
対象者が以前働いていた会社の健康保険を任意継続している場合	『健康保険資格喪失証明書(原本)』

<日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類>

例外該当事由	証明書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断しますので、各社健保ご担当者様へお問い合わせください。

書類等が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がされた日本語版を添付してください。

<注意事項>

- * 原則として事由発生日から5日以内に、異動届に添付書類を添えてご提出ください。
- * 原則として必要な書類が全て揃った日を受付日とします。
- * 添付書類は原則として返却しません。
- * 認定にあたり、必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合があります。
- * 必要な書類を、当組合が指定した日までに提出されない場合は、認定を放棄したとみなす場合があります。